



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 下垣内(しもがいと)

(電話) 06-6949-6446

令和7年4月23日

**タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業(第19期)を実施します
～令和7年2月1日から3月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～**

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第18期に続き、第19期(令和7年2月1日～3月31日)の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和7年4月23日(水)～6月5日(木) 16時

3 支援内容

令和7年2月1日～3月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和7年4月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

(パシフィックコンサルタンツ(株)内)

TEL: 050-5838-3664

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第18期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・第1期～第18期(令和4年1月～令和7年1月分)の受付は終了しております。
- ・第16期～第18期に補助金を受領された事業者においては、第19期について申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

配布先

陸運記者会(ハイタク部会)